

受益者負担見直しに関する基本方針
(公共施設附帯駐車場等編)
(案)

令和7年 月
厚 木 市

目 次

1	趣旨	1
2	これまでに有料化している附帯駐車場等	1
3	附帯駐車場有料化に向けた基本的な考え方	2
4	検討の視点	2
5	有料化に向け具体的取組を進める附帯駐車場等	3
6	管理運営手法の考え方	3
7	料金設定の考え方	3
8	有料化の進め方	4
9	見直しスケジュール	4

1 趣旨

本市では、平成 24 年に策定した「受益者負担見直しに関する基本方針（公の施設の使用料編）」に基づき、施設を利用する方と利用しない方における負担の公平性を確保するため、公の施設の使用料について、3 年ごとに施設に係る使用料の見直しを行っています。また、公共施設の附帯駐車場及び駐輪場（以下「附帯駐車場等」という。）についても、行政改革大綱等における方針を踏まえ、受益者負担の導入や市有財産の有効活用の観点から、施設のリニューアル等に合わせて、個別に有料化を進めてきました。

こうした中、公共施設最適化基本計画に基づき、現在の市庁舎（第二庁舎を含む。）は、厚木バスセンター東側区域に図書館、（仮称）未来館、消防本部等とともに複合施設として移転し、令和 9 年度に供用開始する予定となっています。中心市街地という立地から、目的外利用や長時間利用などが懸念されるため、複合施設の附帯駐車場等の利用について検討する必要があります。

そうしたことから、令和 6 年 9 月に「市庁舎移転に伴う現本庁舎の跡地活用・公共施設の駐車場に関する市民アンケート調査」を実施したところ、一定時間無料などの配慮も含めると、施設によっては回答者の約 70%の方から附帯駐車場等の有料化に肯定的な御意見をいただきました。

以上のことから、今後の持続可能な行財政運営の実現に向けて、市全体の附帯駐車場等における有料化の考え方を定め、取組を進めていくこととします。

2 これまでに有料化している附帯駐車場等

本市では、附帯駐車場等について、適正な受益者負担の導入や市有財産の有効活用、目的外利用の抑制等を図るため、施設のリニューアルに合わせて個別に有料化を進めてきました。また、目的外利用の解消等を図るための有料化も実施してきました。

（1）施設のリニューアル

厚木市立病院駐車場、アミューあつぎ駐車場

（2）目的外利用の解消

アットパーク東名バスストップ駐車場

3 附帯駐車場有料化に向けた基本的な考え方

公共施設については、建設費（イニシャルコスト）に加え、施設の機能を維持し、適切に維持管理運営していくための経費（ランニングコスト）が継続的に必要となります。適切に維持管理運営していくための経費（ランニングコスト）については、施設を利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保するため、施設を利用する方に一定の負担を求めていくこととしています。

この考え方にに基づき、附帯駐車場等の使用料等についても、施設利用者の利便性を確保するために行政サービスの一環として設置し、これまで多くの施設で無料としてきましたが、附帯駐車場等の利用者は施設の一定空間を一時的に占有するため、ランニングコストに対する受益に応じた負担を求めることで、附帯駐車場等を利用する方と利用しない方との間における公平性を確保し、適正利用につなげていくこととします。

4 検討の視点

市全体の附帯駐車場等の在り方についての検討に当たっては、次の4つの視点から進めます。

（1）適正利用の視点

立地状況によっては、目的外利用や長時間利用により、本来利用する方が利用できないといった状況が発生しないよう、適正利用のための方策を講じる必要があります。

（2）公平性、受益者負担の視点

附帯駐車場等を利用する方と利用しない方との間における負担の公平性を確保するため、利用者には、受益（附帯駐車場等の利用）の対価として、一定の負担（使用料等）を求め、附帯駐車場等の維持管理経費に充当する必要があります。

（3）市有財産の有効活用の視点

市有財産の有効活用を図るため、閉館時などの空き時間を活用し、財源確保に取り組む必要があります。

（4）環境等への配慮の視点

環境への配慮のため、利用者に一定の負担を求めることで、公共交通機関の利用を促し、交通集中の軽減を図る必要があります。

5 有料化に向け具体的取組を進める附帯駐車場等

基本的な考え方及び検討の視点を踏まえ、全ての附帯駐車場等について有料化の必要性を検討した結果、今後、有料化に向けた具体的な取組を進める附帯駐車場等は、複合施設と併せて整備する自動車、自動二輪車及び自転車の駐車場とします。

また、その他の施設についても、今後、周辺環境の変化や施設の新設、改修等の機会を捉え、有料化を検討することとしますが、公民館・地区市民センターや老人憩の家、児童館など、地域の拠点としての役割を持つ施設については、慎重に検討するものとします。

6 管理運営手法の考え方

駐車場の管理運営手法については、貸付や指定管理者制度などがあります。附帯駐車場等の有料化に当たっては、各施設の現状や特性を十分考慮した上で、施設に合わせた最適な管理運営手法を選択するものとします。

No.	手法	内容	管理運営
1	貸付	一定条件を付して貸し付け、事業者が管理運営する。	事業者
2	指定管理者制度	指定管理者が利用料金制により管理運営する。	指定管理者
3	直営（委託）	市が機器の維持管理等を業務委託により管理運営する。	市

7 料金設定の考え方

附帯駐車場等の料金設定は、近隣の民間駐車場等の料金を参考に、民間業者への影響や目的外駐車抑制などを総合的に考慮し、検討するものとします。

また、施設利用者については、手続や利用の目的を考慮し、一定時間の無料利用を検討するものとします。

8 有料化の進め方

今後、新たに附帯駐車場等の有料化を進めるに当たっては、庁内組織として、受益者負担見直し検討委員会（施設所管課長で構成）を設置し、具体的な内容の検討を行うほか、行政改革推進本部（部長職で構成）において、見直しの方向性について検討を行います。また、附属機関である行政改革調査委員会から御意見を伺うとともに、市民アンケートやパブリックコメントの結果を十分に踏まえ、条例改正を行い、市民への十分な周知期間を設けた上で、有料化を進めていくこととします。

なお、運営手法については、民間事業者の持つ豊富なノウハウ等の活用を積極的に検討し、効率的な施設運営に努めるものとします。

9 見直しスケジュール

この方針により、附帯駐車場等の使用料については、原則３年ごとに見直しを行うものとします。

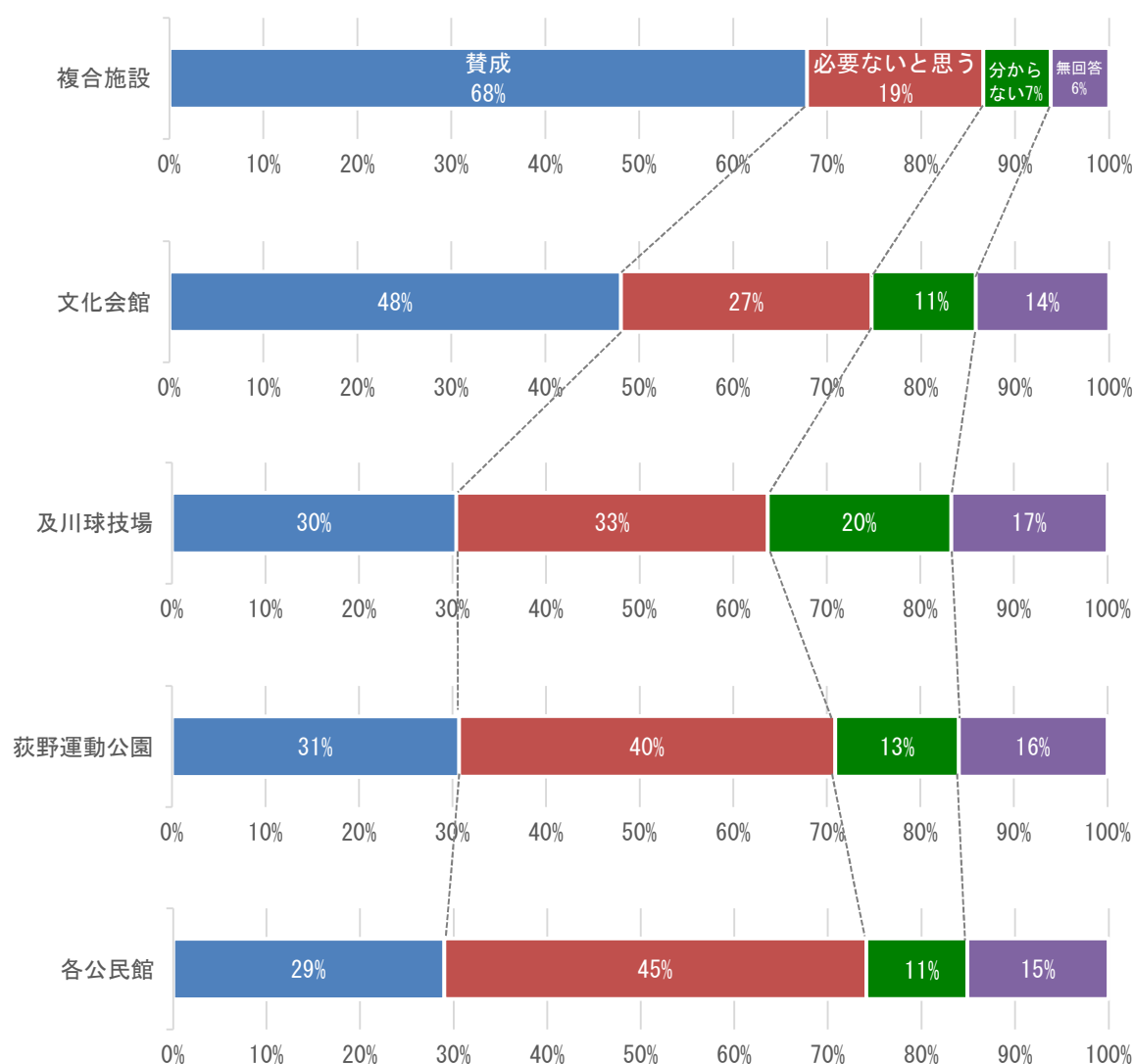
ただし、貸付や指定管理者制度の導入施設については、契約期間等を考慮し、適切な時期に見直しを行うものとします。

また、指定管理者制度を導入した場合に利用料金の変更がある際には、指定期間中であっても、指定管理者と料金変更の適用時期等について協議を行うものとします。

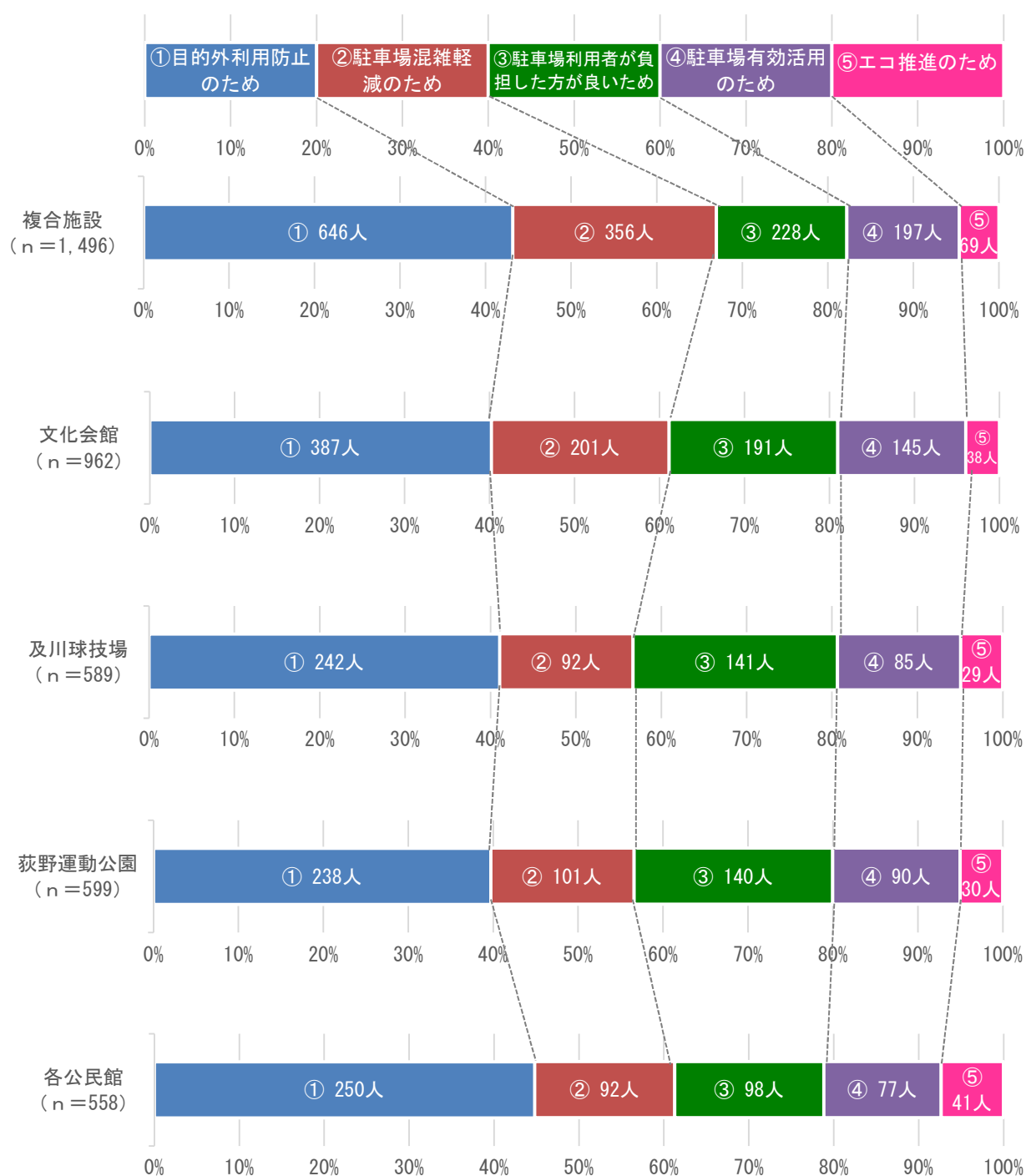
【参考】「市庁舎移転に伴う現本庁舎の跡地活用・公共施設の駐車場に関する市民アンケート調査」結果（駐車場の有料化についての設問まとめ）

- 1 調査対象者 厚木市在住の満 18 歳以上の男女（外国人住民を含む。）
- 2 調査対象者数 4,000 人
- 3 調査方法 郵送配布・郵送回答又は電子申請システム回答
- 4 調査期間 令和 6 年 8 月 28 日（水）から 9 月 13 日（金）まで
- 5 回答人数 1,242 人（回答率 31.1%）

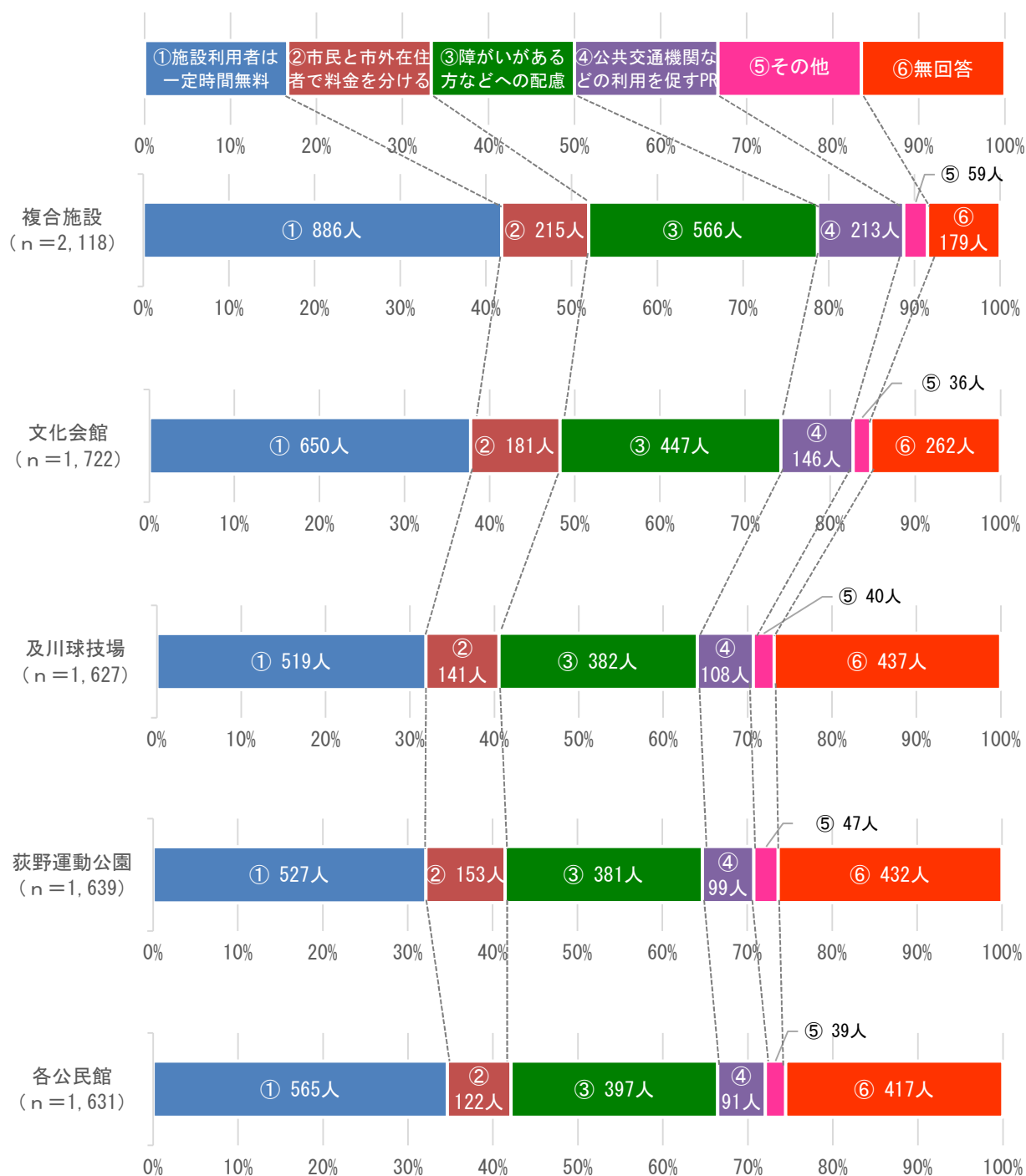
（１）仮に各施設附帯駐車場を有料化する場合、有料化についてどう思うか



(2) (1) で賛成と回答した理由についての内訳（複数回答可）



(3) 各施設附帯駐車場の有料化を進める場合、必要だと思う配慮等（複数回答可）



受益者負担見直しに関する基本方針
(公共施設附帯駐車場等編)

令和 7 年 月

厚木市 企画部 行政経営課

〒243-8511 厚木市中町 3 丁目 1 7 番 1 7 号

電 話 (046) 225-2160

FAX (046) 225-3732

URL <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

e-mail 0600@city.atsugi.kanagawa.jp

参考 今後のスケジュール

時期	内容
令和6年11月	・「受益者負担見直しに関する基本方針（公共施設附帯駐車場等編）」（案）に対するパブリックコメント
令和7年2月頃	・「受益者負担見直しに関する基本方針（公共施設附帯駐車場等編）」の策定
令和7年4月頃	・全庁周知
令和9年頃	・複合施設駐車場運用開始

※複合施設新立体駐車場料金については、令和8年2月議会で条例案の提出を予定しています。